

2023年9月22日

お客さま各位

八幡信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素より八幡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、2023年9月1日(金)からの「ことら送金」の取扱い開始に伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり一部改正しました。

記

「当座勘定規定（一般用）」

新	旧
第1条(当座勘定取引契約の成立) (略)	第1条(当座勘定取引契約の成立) (略)
第10条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 以上	第10条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(追加)</u> (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 以上
<u>令和5年9月1日現在（変更）</u>	<u>(追加)</u>

「当座勘定規定（専用約束手形用）」

新	旧
<p>第 1 条(当座勘定取引契約の成立)</p> <p>(略)</p> <p>第 11 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>(3) <u>手形、小切手の金額の一部支払は</u>しません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>令和 5 年 9 月 1 日現在（変更）</u></p>	<p>第 1 条(当座勘定取引契約の成立)</p> <p>(略)</p> <p>第 11 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

以 上